



島根県報

平成26年5月27日（火）

第2,600号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|-----------------------|-------------|---|
| 換地処分 | （農 村 整 備 課） | 2 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 | （水 産 課） | 2 |
| 島根県収入証紙の売りさばき人の指定 | （審 査 指 導 課） | 2 |

【公 告】

| | | |
|---------------|-------------|---|
| 開発行為に関する工事の完了 | （都 市 計 画 課） | 2 |
|---------------|-------------|---|

【特定調達公告】

| | | |
|-------------------------------------|-------------|---|
| 県政広報誌「フォトしまね」制作・配送業務に係る随意契約の相手方等 | （広 聴 広 報 課） | 3 |
| ドクターヘリ搭載消防・救急用無線デジタル化業務に係る随意契約の相手方等 | （医 療 政 策 課） | 3 |

【漁調委指示】

| | | |
|------------|--|---|
| 延縄漁業の操業の制限 | | 4 |
|------------|--|---|

【正 誤】

| | | |
|-------------------------|---------|---|
| 平成26年3月31日付け島根県報号外第61号中 | （病 院 局） | 5 |
|-------------------------|---------|---|

告 示**島根県告示第331号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成26年5月15日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区堅田工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成26年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第332号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成22年島根県告示第356号による保険に付すべき義務は、平成26年5月13日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平田市加入区

御津加入区

島根県告示第333号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第3項の規定により告示する。

平成26年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定年月日 | 指定番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売 り さ ば き 場 所 |
|-------------|------|---------------------------------------------|----------------------------------|
| 平成26年 5月16日 | 979 | 出雲市矢野町999番地 特定非営利活動法人 出雲スポーツ振 興21 理事長 | 出雲市大社町北荒木1868-10 島根県立浜山体育館事務室 |

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市折坂町字新開34番12、34番13の一部、34番20の一部

面積 2,067.49平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン
代表取締役 新浪 剛史

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
県政広報誌「フォトしまね」制作・配送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 4月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 森脇 徹男
島根県松江市殿町383番地
- 5 随意契約に係る契約金額
53,377,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 随意契約に係る役務の名称
ドクターヘリ搭載消防・救急用無線デジタル化業務
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県健康福祉部医療政策課 島根県松江市殿町128番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 新井 努
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1

- 5 随意契約に係る契約金額
32,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根県連合海区漁業調整委員会指示第26－1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数5トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く。）について、次のとおり指示する。

平成26年 5 月27日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 岸 宏

- 1 操業の承認
島根県沖合海面において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 2 承認対象漁船
承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者が使用するもの
 - (2) 委員会が特に認めたもの
- 3 制限又は条件
この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。
 - (1) 操業禁止区域

| 漁 船 規 模 | 操 業 禁 止 区 域 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総トン数5トン以上10トン未満 | 島根県登録漁船にあつては、共同漁業権が設定されている海域。ただし、当該漁業権者の同意を得た場合にあつては、この限りではない。 島根県登録漁船以外にあつては、最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域。なお、共同漁業権が設定されている海域がこれを越える場合は、共同漁業権が設定されている海域とする。 |
| 総トン数10トン以上 | 最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。ただし、島根県隠岐郡の地先海面にあつては、最大高潮時海岸線から2海里以内の海域とする。 |
 - (2) 漁具漁法の制限
島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内の海域では、1月1日から7月31日まで及び12月1日から同月31日までの間は、油付餌料を使用してはならない。
 - (3) 承認証の備付け等
この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、島根県登録漁船以外にあつては取扱要領に定める標旗又は標識を表示しなければならない。
- 4 漁獲実績報告書の提出
この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書を、承認を受けた年の翌年6月30日までに委員会に提出し

なければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年 6 月 1 日から平成29年 5 月31日までとする。

正 誤

平成26年 3 月31日付け島根県報号外第61号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 | 上から12 | <p>第27条 この規程に定めるもののほか、公有財産の事務の取扱いに関し必要な事項は、病院局長が別に定める。</p> | <p>第27条 この規程に定めるもののほか、公有財産の事務の取扱いに関し必要な事項は、病院局長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> |
| 18 | 上から 1 | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> | |